

○山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成十八年三月二十二日

山口県条例第三号

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、県の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、犯罪行為（人の生命、身体、自由又は財産に危害が及ぶ罪に当たる行為に限り、過失によるものを除く。以下同じ。）の実行がより困難となるように生活環境を整備することをいう。

(県の責務)

第三条 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、犯罪行為により自らが被害を受けることを防止するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たって、犯罪行為により従業員、顧客その他これらに類する者が被害を受けることの防止に配慮するよう努めることによって、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて理解し、犯罪行為により自らが被害を受けることを防止するよう努めることによって、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(取組方針)

第七条 知事は、教育委員会及び公安委員会と協議して、毎年度、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するために県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の基本的方向
- 二 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する普及啓発及び活動の支援に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間）

第八条 事業者及び県民の間に広く積極的に犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間を設ける。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間は、毎年十月十一日から同月二十日までとする。

3 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（情報の提供）

第九条 県は、犯罪行為による被害の防止に資するため、犯罪行為の発生の状況、犯罪行為による被害を防止するための対策その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（学習の機会の確保）

第十条 県は、事業者及び県民が犯罪のない安全で安心なまちづくりについての関心と理解を深めるようにするため、学習の機会が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第十一条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動が促進されるように、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

（推進体制の整備）

第十二条 県は、市町及び民間団体等と連携しつつ、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十三条 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童等に対する犯罪行為の防止)

第十四条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校（大学を除く。）、専修学校（高等課程を置くものに限る。）若しくは各種学校（十九歳未満の外国人を専ら対象とするものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童福祉施設又は同法第五十九条の二第一項に規定する施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等に侵入して、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対して行われる犯罪行為の実行がより困難であるようにするため、必要な設備及び体制の整備その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、民間団体等と連携して、児童等が当該学校等に通う経路において当該児童等に対して行われる殺人、傷害、暴行、不同意わいせつ、不同意性交等及び略取誘拐の罪の犯罪行為の実行がより困難であるようにするため、必要な情報を収集し、及び検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前二項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとする。

4 知事及び教育委員会は、犯罪に係る社会状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、公安委員会と協議して、前項の指針を変更するものとする。

5 知事及び教育委員会は、第三項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(令五条例三二・一部改正)

(住宅に侵入して行われる犯罪行為の防止)

第十五条 住宅（当該住宅の存する敷地内の工作物等を含む。以下この項において同じ。）を設計し、住宅に係る工事を施工し、若しくは住宅を供給しようとする事業者又は共同住宅（当該共同住宅の存する敷地内の工作物等を含む。以下この項において同じ。）の共用に供する部分を管理する者は、住宅に侵入して行われる犯罪行為の実行がより困難であるような構造及び設備を有するものとなるように、当該住宅又は当該共同住宅の共用に供する部分を整備し、又は管理するよう努めるものとする。

2 知事は、公安委員会と協議して、前項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の指針について準用する。

(道路等における犯罪行為の防止)

第十六条 道路、公園、自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等における殺人、傷害、暴行、不同意わいせつ、不同意性交等、略取誘拐、窃盗、強盗及び恐喝の罪の犯罪行為の実行がより困難であるような構造及び設備を有するものとなるように、当該道路等を整備し、又は管理するよう努めるものとする。

2 知事は、公安委員会と協議して、前項の犯罪行為による被害を適切かつ効果的に防止するための指針を定めるものとする。

3 第十四条第四項及び第五項の規定は、前項の指針について準用する。

(令五条例三二・一部改正)

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。